

## 部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約

「三井住友 VISA カード&三井住友マスターカード法人会員規約（パーチェシングカード用）」（以下「会員規約」という）を承認のうえ、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）に入会を申し込み、当社が入会を認めた法人（以下「会員」という）に対し、当社が認めた部署名義等（部署名等自然人以外の名称）のパーチェシングカードを発行する場合には、会員規約第2条第4項および第3条第1項、第2項、および第4条にかかわらず、以下の通りとします。

なお、本特約は会員規約と一体をなすものとし、本特約と会員規約との間に矛盾・抵触がある場合は本特約を優先するものとします。

### 第1条（使用者名義の特則）

1. 会員はカードを使用する部署名義等を使用者として届け出ることができるものとし、当社が適当と認めた場合、当社は届出された組織名称・会員番号・有効期限等（以下「会員番号等」という）を表面に印字したカードを会員に貸与し、又は当社所定の方法で会員番号等（以下まとめて「カード等」という）を通知します。会員は、貸与又は通知されたカード等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 会員はカードが貸与されている場合、カードのカード名義人、および署名欄について、部署名義にて印字・署名し、カードを利用するものとします。

### 第2条（カード等の利用）

1. カード等の利用は、会員および管理責任者の管理の下で利用するものとします。会員規約第4条1号乃至5号の利用目的に関わらず、会員および管理責任者が必要と認めた場合、会員規約第35条に定める事業費決済の範囲内で利用できるものとします。
2. カードが貸与されていない場合には、当社もしくは他のクレジットカード会社が予め承認している特定の加盟店において、カードを提示することなく、会員番号等を、当該加盟店に対し、オンラインによる送付、取引の申込み文書への記入、電話による告知のいずれかの方法で通知することにより、カード等を利用することができるものとし、店頭取引においてはカード等を利用しないものとします。
3. カードが貸与されており、店頭で利用する場合には、原則、暗証番号を店頭端末機に入力して行うものとし、暗証番号の入力が利用できない場合のみ売上票等への署名を行うものとします。なお、カード署名欄が個人名でないこと等により加盟店にカード利用を拒否される場合があることにつき甲はあらかじめ同意するものとし、乙に対して何ら異議を申し立てないものとします。
4. 会員は、本条の利用目的の範囲内であるかを問わず、当該会員番号で利用されたカード等の利用代金についてすべて支払いの責を負うものとし、当該利用を否認することはできないものとします。

### 第3条（タクシーチケット取扱いの特則）

会員がタクシーチケットを利用する場合はタクシーチケットに関する特別規約第4条第1項にかかわらず、第1条に定める会員が当社に届出した組織名称および当該チケット利用者の氏名をタクシーチケ

ット署名欄に記入の上、乗務員に交付するものとします。

#### **第4条(カード等の管理)**

1. 会員は、カード等毎に、会員規約第2条第2項の管理責任者を指定するものとします。
2. 会員は、カード等を自ら使用し、または会員に所属する役員・従業員（臨時雇用、嘱託を除く。以下まとめて「従業員等」という）に使用させることができるものとします。従業員等へ会員番号等を使用させる場合、会員は会員規約第4条ならびに本特約第2条に定める範囲で利用するよう徹底させるものとします。また、会員は自らまたは従業員等をしてカード等を違法な取引に使用しあるいはさせてはならず、善良なる管理者の注意をもって自ら使用または従業員等にカード等を使用させ、これを管理するものとする。会員は、当社がカードの管理状況等の報告を求めた場合にはこれに従うものとします。
3. 会員は、会員規約第35条並びに本特約第2条の定めに従い会員番号等を加盟店に通知等する場合を除き、自らまたは従業員等をして他人に会員番号等を通知・漏洩等をし、あるいはさせてはならないものとします。
4. カード等の使用、管理に際して、法人もしくは管理責任者が本条第2項乃至第3項に違反し、その違反に起因してカード等あるいは会員番号等が不正に利用された場合、あるいは会員の従業員等によるカード等の使用、会員番号等の通知・漏洩等に起因してカード等が不正に利用された場合、会員は、本特約に基づきそのカード等によるカード等の利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
5. 会員は、管理責任者をして本条の会員の義務の履行を補助させるものとし、会員の義務を遵守させるものとします。
6. 会員はカードが貸与されている場合に暗証番号の変更を希望する際は、当社の判断により、カードを再発行する方法で暗証番号の変更を行うことが出来るものとします。ただし、再発行にかかる手数料は会員が負担するものとします。

#### **第5条(有効期間)**

本特約の有効期間は、会員規約と同一とします。

(2024年6月改定)